

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 6 年度 特別検討小委員会議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 19 日（月） 9 時 27 分～10 時 40 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員（定数 3 人） 相澤三千代 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員（定数 3 人） 川口剛史 西田保夫 水野透 事務局 4 人 中井労働基準部長 足立賃金室長 平沢監督官 山下監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長及び委員長代理の選出について ・ 参考人の意見陳述について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の報告について
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会委員長及び委員長代理に公益代表委員の中から平井委員長、木下委員長代理を選出した。 ・ 参考人、UAゼンセン労働条件局部長から特定最低賃金の意義・必要性について、意見を聞いた。 ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、労使各側代表委員の主張概要 <p><労働者側代表の主張></p> <p>特定（産業別）最低賃金については、労働条件の向上、地域別最低賃金との優位性の確保、事業の公正競争の観点から意義・必要性は高まっており、申出を行った 6 業種すべてについて、改正決定の必要性があると考えている。</p> <p>新繊維工業は滋賀県の伝統的な産業であり産業の安定、人材確保の観点からも地域別最低賃金を上回る額での改正決定をすべきである。</p> <p>各種商品小売業については、コロナ禍が明け、売上高は右肩上がりで労働者数も増加している。2024 年の賃上げ状況も高い水準である。全国的にも昨年 4 県で地域別最低賃金を上回る額に改正決定されており、滋賀県も同様に改正決定すべきである。</p> <p><使用者側代表の主張></p> <p>地域別最低賃金が大幅に引き上げられる中、特定最低賃金との差は急激に縮小しており、特定最低賃金の一定の役割を終える時が近づいていると感じている。また、多くの企業が特定の産業に特化した仕事だけでなく、複合した仕事に携わっており、産業別といった括りでの議論が正しいのか、再考すべき時期が来ていると考える。</p> <p>地域別最低賃金の目安に引っ張られることなく、従来の考え方を踏襲し議</p>

論していきたい。

新繊維工業及び各種商品小売業については、改正決定の必要性なし、その他の4業種についても地賃の急激な上昇により必要性の検討の余地はあるが、本年度については必要性ありと考えている。

新繊維について、平成29年から地賃に埋没しており、その後、令和5年までに地賃が178円引き上げられており、必要性ありと考える4産業の引き上げ額を上回っており、地賃以上の水準が必要な基幹産業には該当しないと考えている。また、令和6年の地賃の引き上げ率は5.17%であり、新繊維工業の平均引き上げ率より高く、繊維産業の適用労働者数、事業所数ともに減少している現状から特定(産業別)最低賃金に位置付ける産業ではなく、地賃を上回る額での改正決定の必要性はない。

各種商品小売について、令和元年に地賃に埋没しており、その後、令和5年までの間、地賃が127円引き上げられており、必要性ありと考える4産業の引き上げ額を上回る。労働者数もここ数年は微増しているが、平成22年比では半減している現状から特定(産業別)最低賃金の位置付ける産業ではなく、地賃を上回る額での改正決定の必要性はない。

上記、労使代表委員の意見から改正申出のあった6業種の特定(産業別)最低賃金のうち4業種については、改正の必要性ありとの結論に至ったが、新繊維工業及び各種商品小売業最低賃金については、全会一致での結論が得られず、当該内容で小委員会報告を作成した。